

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、市町及び検診実施機関で行われたがん検診の実施状況や精度管理の状況を把握・評価することを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として市町が実施したがん検診の実施状況を調査したものである。

## 2 調査内容

- (1) がん検診の実施体制  
直近のがん検診の実施体制について調査した。（平成28年9月末日時点）
- (2) 平成27年度がん検診（スクリーニング）の結果  
平成27年度がん検診（スクリーニング）の実施状況について調査した。（平成28年9月末日時点）
- (3) 平成26年度がん検診（精密検査）の結果  
平成26年度がん検診受診者のうち要精密検査であった者の精密検査（以下「精検」という。）の結果について調査した。（平成28年9月末日時点）

## 3 集計方法

市町からの報告（宇都宮市を除く）を広域健康福祉センターで1次集計し、宇都宮市及び広域健康福祉センターの集計分を栃木県健康増進課で2次集計した。

## 4 対象者数の算出について

- (1) がん検診対象者数（別表参照）については、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会）及び「市町村がん検診事業の充実強化について」（平成21年3月18日付け健総発第0318001号 厚生労働省健康局総務課長通知）に示された以下の算出方法を用いた。

市町村事業におけるがん検診対象者数＝市町村人口－就労者数＋農林水産従事者  
\* 「市町村人口」等は、平成22年度国勢調査報告書（総務省統計局）の40歳以上  
（子宮頸がんは20歳以上）  
\* 男女ごとに算出

- (2) 各比率の算出にあたっては、原則、算出対象年度毎に、厚生労働省の指針による各がん検診の対象年齢及び検査項目を受診している者を対象とした。

## 5 この調査に用いる主な比率及び用語の解説

- (1) 受診率：がん検診対象者のうち、実際に検診を受けた者の割合

【計算式】

受診率＝受診者数÷検診対象者数×100

※図 ②÷①×100

（乳がん、子宮頸がんは、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」

（平成20年3月31日付け健発第03331058号 厚生労働省健康局長通知）による次の算出方法）

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－前年度及び当該年度における2年連続受診者数）  
÷当該年度の対象者数×100

（解説）受診率は高いことが望ましい。

(2) 要精検率：がん検診受診者のうち、診断結果が「精検が必要」とされた者（要精検者）の割合

【計算式】

$$\text{要精検率} = \text{要精検者数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ③ \div ② \times 100$$

（解説）

- ・ 検診受診者の中でその疾患にかかっている者が多い場合には、一般に要精検率が高くなる。
- ・ 検診において、過度に要精検率が高い場合には、精検が必要でない者が「要精検」と判断されている可能性があり、逆に過度に要精検率が低い場合には、精検が必要な者が精検不要と判断されている可能性がある。

(3) 精検受診率：要精検者のうち、精検を受けた者の割合

【計算式】

$$\text{精検受診率} = \text{精検受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ④ \div ③ \times 100$$

（解説）

- ・ 精検受診率は高いことが望ましい。
- ・ 精検を受けなかった者（精検未受診者）が多い場合や、精検の結果が把握されていない者（精検結果未把握者）、精検を受診したか否かが把握できていない者（精検受診未把握者）が多い場合、精検受診率が低くなる。
- ・ 精検受診率が低い場合、がん発見率や陽性反応適中度が低くなる。

(4) 陽性反応適中度：要精検者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{陽性反応適中度} = \text{がんであった者の数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ③ \times 100$$

（解説）

- ・ 陽性反応適中度は、高いことが望ましい。
- ・ 検診実施機関においてがんを適切に発見出来ない場合や、市町において精検結果が把握されていない場合は低くなる。

(5) がん発見率：がん検診受診者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{がん発見率} = \text{がんであった者の数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ② \times 100$$

（解説）

- ・ がん発見率は高いことが望ましい。
- ・ がん発見率は有病率が低い集団が受診している場合や精検結果が把握されていない場合は低く、有病率が高い集団が受診している場合は高くなる傾向がある。

(6) (精検) 未把握率：精検結果や精検を受診したか否かが把握できない者の割合

【計算式】

$$\text{未把握率} = (\text{精検受診者の精検結果未把握者数} + \text{精検未把握者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧) \div ③ \times 100$$

(7) 精検未受診者率：要精検者が精検を受診しなかったことが判明している割合

【計算式】

$$\text{精検未受診者率} = \text{精検未受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑨ \div ③ \times 100$$

(8) 精検未受診・未把握率：要精検者で精検結果未把握者、精検受診未把握者、精検未受診者の割合

【計算式】

$$\text{精検未受診・未把握率} = (\text{精検結果未把握者数} + \text{精検受診未把握者数} + \text{精検未受診者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧ + ⑨) \div ③ \times 100$$

※図

対象者①						
受診者②					未受診者	
要精検者③						
精検受診者④			精検結果未 把握者⑦	精検受診未 把握者⑧		精検未 受診者 ⑨
精検結果把握者⑤		精検結果未 把握者⑦				
異常なし	がんであつ た者⑥	がん以外の 疾患であつ た者				

(国の指針により推奨されるがん検診)

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知) に基づく推奨されるがん検診は以下のものである。

平成 27 年度までの検診 (改正前)

種 類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40 歳以上	年 1 回
肺がん検診	質問、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40 歳以上	年 1 回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40 歳以上	年 1 回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20 歳以上	2 年に 1 回
乳がん検診	問診、視触診及び乳房エックス線検査	40 歳以上	2 年に 1 回

平成 28 年度からの検診 (平成 28 年 2 月 4 日改正後)

種 類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、 <u>胃部エックス線検査又は胃内 視鏡検査のいずれか</u>	<u>50 歳以上</u> ※当分の間、胃部 エックス線検査に ついては 40 歳以上 に対し実施可	<u>2 年に 1 回</u> ※当分の間、胃部 エックス線検査につ いては年 1 回実施可
肺がん検診	質問、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40 歳以上	年 1 回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40 歳以上	年 1 回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20 歳以上	2 年に 1 回
乳がん検診	問診及び <u>乳房エックス線検査(マンモグラ フィ)</u> ※視触、触診は推進しない	40 歳以上	2 年に 1 回

※統計表の符号は次の通り。

数値が「0」の場合は空欄。

調査対象外または該当なしの場合は「-」と表記。

※特に表記のない場合は、国の指針による検診方式及び対象者 (年齢) により集計している。

(別表)

がん検診対象者数 (指針年齢)

市町	胃・肺・ 大腸がん	子宮頸がん	乳がん
宇都宮市	133,997	111,049	85,032
足利市	47,364	35,519	29,987
栃木市	49,855	37,428	31,036
佐野市	36,085	27,493	22,892
鹿沼市	29,924	22,433	18,589
日光市	28,685	20,514	17,784
小山市	43,785	35,716	27,423
真岡市	23,464	18,097	14,270
大田原市	22,976	16,972	13,578
矢板市	10,993	7,937	6,703
那須塩原市	30,827	24,035	18,914
さくら市	13,559	9,771	7,724
那須烏山市	10,348	7,090	6,252
下野市	15,597	12,506	9,765
上三川町	7,893	6,527	4,991
益子町	7,372	5,284	4,444
茂木町	5,811	3,887	3,497
市貝町	3,564	2,542	2,125
芳賀町	5,400	3,741	3,233
壬生町	11,521	8,955	7,118
野木町	7,659	6,018	4,863
塩谷町	4,419	3,047	2,669
高根沢町	8,307	6,544	5,164
那須町	10,188	6,640	5,887
那珂川町	6,832	4,520	4,036
計	576,425	444,265	357,976